

## 白井市の市民活動に関する施策・取り組みの概要について

年度	施策・取り組みの概要
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携・協働型の市政を検討するため「白井町住民参加検討懇話会」を設置</li> </ul>
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第一次地域福祉活動計画」を策定（～17年度）</li> <li>・南山中学校区地区社協の活動拠点「ホームィー・プラザ」開設（南山小学校内）</li> <li>・小中学校 PTA 連絡協議会による「こども110番」が全学校区で開始</li> </ul>
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白井第三小学校区地区社協の活動拠点「サロン・ド・ラミチエ」開設（第三小学校内）</li> </ul>
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加の基本的な考え方、基本ルールを定めた「住民参加指針」を策定</li> <li>・市民参加を先導的に推進する組織「白井市100人会議」（公募市民41人）を設置</li> <li>・市民活動の推進拠点として「市民活動推進センター」を設置</li> </ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横断的に市民参加を推進するため「市民参加推進課」を設置</li> <li>・市民参加の考え方、方法、評価、推進体制などを規定した「白井市市民参加条例」を制定</li> <li>・市民参加の実施状況の評価と市民参加の拡充のために「市民参加推進会議」を設置</li> <li>・白井第一小・桜台小学校区地区社協が、それぞれ学校区ごとに分割</li> </ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で充実した生活、仲間づくり、地域活動の実践につなぐ「白井市民大学校」を開校</li> <li>・地域や自治会の活性化を目的とした「地域活性化推進事業」を開始</li> <li>・「白井市ボランティア連絡協議会」がNPO法人を取得</li> <li>・「第1回白井市ボランティアまつり」を開催</li> </ul>
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白井市第4次総合計画において「市民参加・協働」を計画推進の柱に位置付け</li> </ul>
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益活動を行う市民団体を支援し、市民と行政との協働を推進するため「市民団体活動支援補助金」を創設</li> <li>・市民活動をPRし、市民活動の輪を広げる「第1回市民活動まつり」を開催</li> <li>・市の回覧物の配布や市との連絡調整等を地区の推薦者に委嘱する「行政連絡長制度」を廃止</li> <li>・「第二次地域福祉活動計画」を策定（～23年度）</li> </ul>
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期「市民参加推進会議」を設置</li> <li>・市民団体活動支援補助金を活用し、市民活動団体（アニマルフレンド）と市との協働事業を実施</li> <li>・市の回覧物の配布や市との連絡調整等を地区に委託することとし、その手当として「行政連絡業務交付金」を支給する制度を創設</li> <li>・七次台中学校区地区社協の活動拠点「てのひら館」開設（清水口小学校敷地内）</li> <li>・大山口小学校区地区社協の活動拠点「ほのぼのひろば」開設（大山口中学校内）</li> </ul>
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会役員の手引として「自治会ハンドブック」を作成し配布</li> </ul>
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体活動支援補助金に新たに「活動立上型」を追加</li> <li>・市民活動推進センターの機能拡充を図るため、登録団体で構成する「市民活動推進センター運営協議会」に業務の一部を委託</li> <li>・白井第一小学校区地区社協の活動拠点「おあしす」開設（旧中央公民館別館内）</li> <li>・サロン・ド・ラミチエが富士センター内に移転</li> </ul>

年度	施策・取り組みの概要
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期「市民参加推進会議」を設置</li> <li>・市民協働を推進するため「市民参加推進課」を「市民活動支援課」に組織改編</li> <li>・市民活動の推進、市民等と市との協働を進めるため「市民活動推進委員会」を設置</li> <li>・市民の交流拠点として「白井コミュニティセンター」を開館</li> </ul>
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校区ごとに「自治連合会小学校区支部」を組織</li> <li>・「地区コミュニティ活動補助金」を廃止し、新たな補助制度の検討を開始</li> <li>・「地域のまちづくり講演会」を開催</li> <li>・市民参加・協働を推進するため「市民参加・協働のまちづくりプラン」を策定</li> <li>・「第三次地域福祉活動計画」を策定（～28年度）</li> <li>・ボランティアセンターで、65歳以上の市民の介護予防として「介護支援ボランティア事業」（市の委託）スタート</li> </ul>
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自治連合会小学校区支部」が始動</li> <li>・小学校区単位のまちづくりを推進するため「地域まちづくり活動補助金」を創設</li> </ul>
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期「市民参加推進会議」を設置</li> <li>・市民団体活動支援補助金を活用し、市民活動団体（白井再生可能エネルギー協議会）と市との協働事業を実施</li> <li>・「小学校区単位のまちづくりシンポジウム」を開催</li> <li>・ほのぼのひろばが大山口小学校内へ移転</li> <li>・地域住民の集いの場を促進するため「ふれあいいきいきサロン助成事業」をスタート</li> </ul>
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動推進センターの運営管理と市民活動の活性化を図るため「市民活動推進センター運営委員会」に業務の一部を委託</li> </ul>

## 白井市の市民活動・協働についての考え方

### 「市民活動」

市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的かつ継続的に広く社会一般の利益を提供する活動（市民参加条例第2条）

＜市民参加条例 逐条解説より抜粋＞

一般に、市民の自発的・自立的な参加によって行われる活動全てを含む概念であるが、この条例では「広く社会一般の利益を目的とし、継続的に行う活動」として、社会や地域社会全体の課題解決を目的とした社会貢献的（不特定多数の者の利益の増進に寄与する。）な活動のみとした。文化・スポーツ等の趣味のサークル活動、営利・宗教・政治活動等の団体は、その団体の構成員相互の利益を目的とした活動である場合は、この条例の対象としない。しかしながら、その団体の活動内容が、社会一般の利益を提供する活動である時には、この条の対象となるものである。

### 「連携・協働」

市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力すること（市民参加条例第2条）

白井市が市民参加・協働で目指す姿

